



2025年7月18日

各位

会社名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代表者名 代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
(コード番号：6035、東証プライム)
問合せ先 取締役経営企画部長 藤原 豊
(TEL. 03-3519-6750)

(開示事項の経過) 当社子会社に対する訴訟の棄却判決(勝訴)に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社アイ・アールジャパン(以下、「当社子会社」といいます。)は、2023年10月20日付「当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、アジア開発キャピタル株式会社(以下、「ADC社」といいます。)及びアジアインベストメントファンド株式会社(以下、「AIF社」といい、以下ADC社及びAIF社を総称して「原告ら」といいます。)から訴訟(以下、「本件訴訟」といいます。)を提起されていましたが、本日、東京地方裁判所は、原告らの請求を棄却する判決を下しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

原告らは、当社子会社前代表取締役副社長が原告らから機密情報を入手し、当社子会社が当該機密情報を利用したことにより、AIF社においては株式の売却損が生じ、ADC社においては経済的信用を毀損されたとして、当社子会社に対し、民法709条に基づく損害賠償請求訴訟を提起しております。これに対し当社子会社は、原告らの請求がいずれも理由のないものであると考え、訴訟手続において必要な反論及び反証を徹底的に行ってまいりました。

2. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所民事第4部
- (2) 年月日 2025年7月18日

3. 判決の主文

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告らの負担とする。

なお、本件訴訟においては、①当社子会社は、原告らに対し、各注意義務((i)TKS(株式会社東京機械製作所)のコンサルタント業務を行わないという義務、(ii)原告らから開示を受けた情報等を他の目的に利用しない義務、(iii)かかる情報等を利用するなどして原告らの信用を毀損しない義務)を負うか否か、②当社子会社が上記各注意義務に違反したかが主な争点とされておりましたが、争点①について、そもそも当社子会社は原告らから機密情報の開示を受けておらず、これを前提とする上記各注意義務の存在は認められないと認定し、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がない旨判示されており、本件判決は、当社子会社の主張を全面的に認め、原告らの請求を完全に排斥するものであります。

